

## 青梅市職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 1 7 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

職員の懲戒対象となる行為に対し、より適正に懲戒を行うため、減給および停職の効果を改めるほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

## 青梅市職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

青梅市職員の懲戒に関する条例（昭和 2 6 年条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定による書面の交付は、当該書面の交付を受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を青梅市公告式条例（平成 2 6 年条例第 2 9 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示することをもつてこれに代えることができるものとし、掲示した日から 2 週間を経過したときに当該書面の交付があつたものとみなす。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条第 1 項中「6 月以下」を「1 年以下」に改め、同条を第 5 条とし、第 3 条中「6 月以下」を「1 年以下」に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(戒告の効果)

第 3 条 戒告は、職員が法第 2 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合において、その責任を確認し、およびその将来を戒めるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条第2項、第3条、第4条および第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の行為に対する懲戒の処分について適用し、同日前の行為に対する懲戒の処分については、なお従前の例による。